

氏名 (法人にあっては名称)	リエスパワーネクスト株式会社
住所	東京都豊島区東池袋四丁目21番1号

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	小売電気事業者としての電力小売事業 弊社は、2017年2月から、自治体、工場、ロードサイド店舗、事務所等へ電力小売を行っております。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	・再生可能エネルギー等CO2排出係数が低い電力の調達に積極的に取り組んでいる小売事業者から電源を調達します。 【担当部署】 業務部 【役割】 CO2排出係数が低い電力の調達、およびその提携する発電所の選定、契約		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2023年度)	0.434 (kg-CO ₂ /kWh)	0.368 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2024年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2026年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2034年度)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力低減 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方) ・CO2排出係数の低い事業者からの電力調達を行い排出係数の削減を図ります。 また、排出権クレジットの購入を実施し、調整後排出係数の削減を実施します。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2026 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2034 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容) ・ バランシンググループからの電気の調達のため、目標値は0としています。		
調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2026 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2034 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容) ・ バランシンググループからの電気の調達のため、目標値は0としています。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	・ 今後、未利用エネルギーを活用した発電所の電力購入を検討いたします。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	・ 火力発電所の所有がない為、熱効率向上の措置の計画はありません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	・ 需要家への電力使用実績の提供を行い節電対策の協力を実施しております。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	・ 社用車のエコカーを継続使用しております。 ・ 社内におけるクールビズ、節電の実施に取り組んでおります。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除いたものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除いたものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。